

議案第100号

石岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定
することについて

石岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

人事院勧告に伴い、これに準じて本市職員の給与等の改正をするため。

改 正 要 綱

- 1 職員の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、年間の期末手当支給月数を2.55月とすること。
- 2 特別職に係る期末手当の支給月数を0.05月分引き下げ、年間の期末手当支給月数を3.35月とすること。
- 3 職員に準じて会計年度任用職員の期末手当の支給月数を改正すること。

石岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(石岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 石岡市職員の給与に関する条例（平成17年石岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 石岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年石岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年石岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第24条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第6条 石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第24条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。